

出雲市 騒音・振動規制届出の手引き

建設工事 編



事業者の方へ

騒音・振動の防止のために、騒音規制法、振動規制法によって、各種の施設の設置や建設作業の実施について届出及び規制基準を遵守するよう義務づけられています。

本書はこれらの概要をまとめたものです。

事業者の方はこれらの届出を確実に行うとともに、規制基準を遵守し、周辺環境の保全に努めてください。

また、騒音・振動公害は感覚的要素、心理的要素の強い公害です。苦情やトラブルを未然に防ぐために、規制基準を遵守すると同時に、工事実施前の十分な地元説明の実施や周辺住民との日ごろからの円滑なコミュニケーションの確保等に努めてください。

出雲市経済環境部環境政策課

目次

建設工事に係る騒音・振動規制の要点	・・・	2
規制のあらまし	・・・	3
指定地域について	・・・	4
特定建設作業の届出方法	・・・	6
特定建設作業の種類について	・・・	7
規制基準	・・・	9
建設工事における騒音・振動対策	・・・	10
騒音・振動の大きさの例	・・・	11
各種届出書及び記入例	・・・	12

お問い合わせ・届出先

出雲市経済環境部環境政策課

〒693-8530 出雲市今市町70

電話 0853-21-6535 FAX 0853-21-6597

建設工事に係る騒音・振動規制の要点

○ 特定建設作業

規制地域内にあって、建設作業として行われる作業のうち、後述の表に掲げる著しい騒音・振動を発生する作業が、規制の対象になります。

騒音規制法及び振動規制法で定められたものを「特定建設作業」といいます。

○ 届出

指定地域内において特定建設作業を実施しようとする場合、所定の届出が必要になります。なお、届出の提出部数は、正本及びその写し1通です。

届出義務者は建設工事の元請負人で、法人の場合はその代表者です。

○ 勧告及び命令

特定建設作業による騒音又は振動が特定建設作業の規制に関する基準に適合せず、かつ、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、騒音又は振動の防止の方法や作業時間の変更に関する改善勧告・改善命令がなされる場合があります。

○ 報告及び検査

① 報告の徴収

特定建設作業の状況等について報告を求めることがあります。

② 立入検査

立入検査をすることがあります。

○ 罰則

改善命令に違反したとき、届出を怠ったとき、あるいは報告又は検査を拒んだとき等には、罰則を適用することがあります。

規制のあらまし

1 法規制の目的

騒音規制法では、「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行い、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する」ことを目的としています。

振動規制法では、「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行い、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する」ことを目的としています。

2 法規制の概要

出雲市では、騒音規制法に基づく地域指定（昭和47年8月10日から）、振動規制法に基づく地域指定（昭和53年11月1日から）が行われています。地方分権の推進を図るための関係法律の施行（平成12年4月1日施行）に伴う騒音規制法、振動規制法の改正により、騒音、振動の規制事務は市町村の自治事務となりました。

出雲市長が指定する地域（指定地域）内において、工場または事業場における著しい騒音・振動を発生する施設（特定施設）、及び著しい騒音・振動を発生する建設工事作業（特定建設作業）について、騒音・振動に係る許容限度（規制基準）を守らねばなりません。

出雲市の指定地域内において、特定施設設置及び特定建設作業を実施しようとする場合には、各種法令に基づき所定の様式により出雲市への届出が必要です。

また命令違反その他義務違反に対しては、懲役、罰金または過料の罰則規定があります。

指定地域及び規制基準について

出雲市の騒音・振動の規制対象となる指定地域及び規制基準は次のとおりです。

おおむね都市計画法の市街化区域が指定地域に一致します。原則として市街化区域で特定建設作業を行う場合には届出が必要です。

特定建設作業の届出については、出雲・平田地域が該当します。なお大社、斐川地域は該当しません。

環境政策課に縦覧図面があります。詳細については、縦覧図面で確認ください。

1 騒音規制区域の区分

指定地域は第1種区域～第4種区域に区分されています。それをもとにして1号区域、2号区域があてはめられています。

(平成24年4月1日出雲市告示第173号)

区 分	都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域の当てはめ 都市計画法による用途地域等
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 古志町、下古志町、芦渡町、知井宮町、白枝町、松寄下町、高松町のそれぞれ一部の地域
第4種区域	工業地域
旧大社町及び旧斐川町の区域を除く	

区 分	区域の区分（騒音規制区域の区分）
1号区域	第1種区域、第2種区域、第3種区域 第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内の地域
2号区域	指定地域のうち、1号区域以外の地域

2 振動規制区域の区分

指定地域は第1種区域、第2種区域に区分されています。それをもとにして1号区域、2号区域があてはめられています。

(平成24年4月1日 出雲市告示第174号)

区 分	都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域の当てはめ 都市計画法による用途地域等
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 古志町、下古志町、芦渡町、知井宮町、白枝町、松寄下町、高松町のそれぞれ一部の地域
旧大社町及び旧斐川町の区域を除く	

区 分	区域の区分（振動規制区域の区分）
1号区域	第1種区域 第2種区域のうち、都市計画法に規定する工業地域を除いた地域 都市計画法に規定する工業地域のうち、学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内の地域
2号区域	指定地域のうち、1号区域以外の地域

特定建設作業の届出方法

特定建設作業届出書と添付書類を提出します。

これらの届出は **2部提出（正・写）** してください。

特定建設作業が1日だけで終わる場合は、届出の必要はありません。

- (1) 届出は元請業者名で行い、届出書の提出は現場責任者が行ってください。
- (2) 届出書は、特定建設作業の種類ごとに2部作成して提出してください。
- (3) 届出は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに提出してください。
- (4) 届出書の記載要領
 - ① 届出者は、代表者の名前で行ってください。
 - ② 建設工事の名称は、「〇〇ビル新築工事」等工事名を記入してください。
 - ③ 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類とは、上記を補足する意味で具体的な工事の内容を書いてください。
 - ④ 特定建設作業の種類は、前述の表の中から該当するものを記入してください。
〔例：くい打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業、等〕
 - ⑤ 機械の名称、型式及び仕様は、後述の表の中から該当するものを記入し、当該機械のメーカー名、型式を記入してください。
 - ⑥ 特定建設作業の実施の期間は、全期間日数を書き、作業を行わない日を明記してください。
 - ⑦ 作業日の欄は開始時刻、終了時刻の同じ日をまとめ、その日数を記入し、実働時間の欄はその場合の1日の実働時間を記入してください。
 - ⑧ 騒音、振動の防止の方法は、対策を具体的に記入し、必要に応じ別紙図面等を使用してください。 例) 作業現場に遮音シートをつける
 - ⑨ 添付書類として付近見取図や工程表などを添付してください。(下表のとおり)
 - ⑩ やむを得ない理由で夜間に作業を実施する場合は、その理由を説明する書類(道路占有許可証の写し等)を添付してください。

添付書類

ア	当該建設作業場所の付近見取図	
イ	工程表	工事全体の概要を示した工程表に特定建設作業の工程を明示してください。
ウ	機械の仕様	使用機械のカタログ等
エ	杭伏図	杭打設、破壊作業の場合に添付
オ	夜間、日曜等に作業することが、他法令等により条件を付けられた場合の許可書等の写しで、適用除外条件(日、時間等)たる項目が明記されたもの	やむを得ない理由で夜間、日曜等に作業を実施する場合に添付 例) 道路占有許可証の写し
カ	その他	施工方法、騒音、振動の防止の方法等

特定建設作業の種類について

騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）第 2 条第 3 項
 同施行令（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号）第 2 条の別表第 2
 振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）第 2 条第 3 項
 同施行令（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号）第 2 条の別表第 2

特定建設作業の種類	届出義務の有無		主要機械・工法	備考
	騒音 規制法	振動 規制法		
くい打機を使用する作業 1 既製ぐい ●直打工法 ・打撃工法 ・振動工法 ・圧入工法 ●埋め込み工法 ・プレボーリング工法 ・セメントミルク工法 ・中掘工法 2 現場造成ぐい（場所ぐい）	○ ○ — ○ ○ ○ ○ — — — — — —	○ ○ — ○ ○ ○ ○ — ○ ○ — — —	・ディーゼルパイルハンマー ・ドロップハンマー ・もんけん ・油圧ハンマー ・エアハンマー ・バイプロハンマー ・油圧、ワイヤー圧入 アースオーガー+直打工法 ・アースドリル工法 ・リバースサーキュレーション工法 ・地下連続壁工法 ・ベント工法	
くい抜機を使用する作業 ●直打工法 ・打撃工法	○	○（油圧を除く）	・パイルエクストラクター	
くい打くい抜機を使用する作業 ・振動工法 ・圧入工法	○ —	○ —	・バイプロハンマー ・油圧、ワイヤー圧入	
びょう打ち機を使用する作業 ・リベットハンマー ・その他	○ —	— —	・リベッチングハンマー	

特定建設作業の種類	届出義務の有無		主要機械・工法	備考
	騒音 規制法	振動 規制法		
さく岩機を使用する作業 ・ハンドブレイカー ・ジャイアントブレイカー ・その他	○ ○ ○	— ○ —	・レッグドリル、ピックハンマー、ドリフター等	移動する作業では 1 日における 2 地点間の最大距離が 50m 以下の作業に限る
空気圧縮機を使用する作業 ・電動式 ・その他 15kW 以上 (20 馬力)	— ○	— —		給水管更正工事に使用する場合も特定建設作業に該当
コンクリートプラントを設けて行う作業 ・モルタル製造用 ・混練容量 0.45 立方メートル以上	— ○	— —		
アスファルトプラントを設けて行う作業 ・混練容量 200kg 以上	○	—		
鋼球を使用して工作物を破壊する作業	—	○		
舗装版破碎機を使用する作業 ・ハンマーを落下させるもの ・その他	— —	○ —		移動する作業では 1 日における 2 地点間の最大距離が 50m 以下の作業に限る
掘削機械を使用する作業 ・バックホウ 80kw 以上 ・トラクターショベル 70kw 以上 ・ブルドーザー 40kw 以上	○ ○ ○	— — —	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く	

※ 一定の限度を超える大きさの騒音又は振動を発生しないものとして環境大臣の指定を受けた「低騒音型建設機械」又は「低振動型建設機械」は、騒音規制法又は振動規制法の特定建設作業から除外され届出が不要です。指定の状況は、国土交通省の総合政策関係のホームページで確認できます。

規制基準について

1 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号

規制種別		基準の内容
基準値		85dB 以下
作業時間	1号区域	午前 7 時～午後 7 時の間、ただし 1 日 10 時間以内
	2号区域	午前 6 時～午後 10 時の間、ただし 1 日 14 時間以内
作業期間		連続して 6 日を超えないこと
作業禁止日		日曜日その他の休日
例外の場合		災害等の場合、人命、身体の危険防止の場合等

- ※ 単位 dB とは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。
- ※ 騒音の測定点は、特定建設作業の場所の敷地境界線の地点
- ※ 災害その他の非常事態などで適用除外となる場合は次のとおりです。
 - ①災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
 - ②人の生命・身体の危険防止の発生により緊急に行う必要がある場合
 - ③鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
 - ④道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
 - ⑤変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

2 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 条）第 11 条の別表第 1

規制種別		基準の内容
基準値		75dB 以下
作業時間	1号区域	午前 7 時～午後 7 時の間、ただし 1 日 10 時間以内
	2号区域	午前 6 時～午後 10 時の間、ただし 1 日 14 時間以内
作業期間		連続して 6 日を超えないこと
作業禁止日		日曜日その他の休日
例外の場合		災害等の場合、人命、身体の危険防止の場合等

- ※ 単位 dB とは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位
- ※ 振動の測定点は、特定建設作業の場所の敷地境界線の地点
- ※ 災害その他の非常事態などで適用除外となる場合は次のとおりです。
 - ①災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
 - ②人の生命・身体の危険防止の発生により緊急に行う必要がある場合
 - ③鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
 - ④道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
 - ⑤変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

建設工事における騒音・振動対策

建築主や施工業者の方は、建設工事にかかるトラブルを未然に防ぐため、下記事項に十分に留意してください。

- 工事を実施する場合は、必ず近隣の住民に対して事前に工程等の説明をお願いします。また、不在者には連絡先を付したチラシ等の配布をお願いします。
- 工程等に変更があった場合、一時的に大きな騒音・振動が発生する場合においても適時近隣の住民に対して事前に説明をお願いします。
- 低騒音・低振動の工法を積極的に採用してください。
- 機械の過度な使用、不要なアイドリングをなくし、機械等に対する点検整備をお願いします。
- コンプレッサー等の長時間使用する機械施設は、設置場所を住宅から離すなど対策をお願いします。
- 騒音・振動の大きな機械施設は、その使用時間を考慮してください。
- 搬出入車の不要なアイドリング、空ぶかしを止めるようお願いします。
- 特に住宅に近接する資材置場における作業は、早朝、夜間の使用を可能な限り控えてください。
- 作業現場からの、ラジオ、人声などの大きさにも配慮をお願いします。
- 作業現場の整理整頓に努めると共に、ほこり等の粉じんが発生しないよう、散水やシートで覆うなどの対策をお願いします。
- 近隣の住民との円滑なコミュニケーションに努めてください。

騒音・振動の大きさの例

1 騒音の大きさの例

デシベル	騒音の大きさの例
120	飛行機のエンジン近く
110	自動車の警笛（前方2m）
100	電車が通るときのガード下
90	騒々しい工場の中
80	電話のベル、地下鉄
70	騒々しい事務所の中
60	普通の会話
50	静かな事務所、図書館

2 振動の大きさの例

デシベル	振動の大きさの例
100	震度5 強震、家壁が、き裂を生じ墓石などが倒れる
90	震度4 中震、家屋の動揺激しくすわりの悪い器物が倒れる
80	震度3 弱震、家屋動揺、電灯、器中の水面が動く
70	震度2 軽震、一般の人が感じ、戸障子がわずかに動く
60	震度1 微震、静止している人にだけ感じる
55	震度0 感じない

届出書及び記入例

- ・ 特定建設作業実施届出書【様式第9】

※ 届出書の様式は出雲市のホームページ、環境省のホームページから入手できます。

様式第 9

特定建設作業実施届出書

令和 年 月 日

出 雲 市 長 様

住所 _____ TEL () -

氏名 _____ 印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

特定建設作業を実施するので、騒音規制法・振動規制法第 14 条第 1 項 (第 2 項) の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される機械の名称、形式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自 令和 年 月 日	日間		
	至 令和 年 月 日			
	(作業を実施しない日) /			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
騒音・振動の防止の方法				
発注者(施主)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者名	TEL () -			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	TEL () -			
下請人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	TEL () -			
下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所	TEL () -			
※受理年月日	年 月 日			
※審査結果				

- 備考 1 この届出書は騒音規制法施行令・振動規制法施行令別表第 2 に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令・振動規制法施行令別表題 2 に掲げる作業の種類を記載すること。
- 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載にあつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 7 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代理人)が署名することができる。

記入例

様式第 9

特定建設作業実施届出書

令和〇〇年 〇月〇〇日

出 雲 市 長 様

住所 出雲市〇〇町〇〇—〇 TEL (****) ** -****

氏名 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

特定建設作業を実施するので、騒音規制法・振動規制法第 14 条第 1 項 (第 2 項) の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇ビル新築工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート 5 階建て			
特定建設作業の種類	くい打機を使用する作業			
特定建設作業に使用される機械の名称、形式及び仕様	くい打機：△△社製〇—〇〇 パイルドライバー ハンマー：△△社製〇—〇〇 ディーゼルハンマー			
特定建設作業の場所	出雲市〇〇町〇〇			
特定建設作業の実施の期間	自 令和〇〇年 〇月 〇日	〇〇日間		
	至 令和〇〇年 〇月 〇日	(作業を実施しない日) 〇/〇、〇/〇、〇/〇		
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
	9:00	17:00	〇〇	8
騒音・振動の防止の方法	1、低騒音型・低振動型重機使用 2、敷地境界に防音壁を設置			
発注者(施主)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者名	出雲市〇〇町〇〇 〇〇〇〇 TEL (****) ** -****			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇〇〇 TEL (****) ** -****			
下請人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	出雲市〇〇町〇〇 有限会社〇〇工務店 代表取締役 〇〇〇〇 TEL (****) ** -****			
下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇〇〇 TEL (****) ** -****			
※受理年月日	年 月 日			
※審査結果				

- 備考 1 この届出書は騒音規制法施行令・振動規制法施行令別表第 2 に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令・振動規制法施行令別表題 2 に掲げる作業の種類を記載すること。
- 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載にあつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 7 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代理人)が署名することができる。